# 中央制御室外原子炉停止盤のデジタル化に伴う 関西電力高浜発電所核物質防護規定の変更認可申請に対する 審査書の取りまとめについて

(公開用)

令和3年4月 20日原 子 力 規 制 庁

## 1. はじめに

令和3年2月8日の第51回原子力規制委員会において、関西電力株式会社から、中央制御室外原子炉停止盤のデジタル化に伴う美浜発電所核物質防護規定の変更認可申請について、専決処理により認可することの了承を得た(治安機関\*\*「に意見照会し、意見なしの回答を受理して令和3年4月15日付けで認可)。また、同様に中央制御室外原子炉停止盤のデジタル化に伴う核物質防護規定の変更認可申請が今後あった際には、審査の結果を報告するよう指示を受けた。

令和3年2月16日付け(令和3年3月3日付け及び令和3年4月15日付けで一部補正)で、関西電力株式会社より、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下、「原子炉等規制法」という。)第43条の3の27第1項の規定に基づき、高浜発電所核物質防護規定変更認可申請書が提出され、当該申請に対する審査書を取りまとめたので、その結果を報告する。

### 2. 審査結果

原子力規制庁は、当該申請に対し、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)等の審査基準に基づき審査を行い、審査基準に適合していることを確認した。

また、別紙3のとおり、本核物質防護規定の変更が原子力安全に悪影響を及ぼさないことを確認した。

<sup>※1</sup> 原子炉等規制法第 73 条第 1 項の規定により、あらかじめ国家公安委員会、海上保安庁長官の意見を聴かなければならないとしている。

## 3. 今後の対応方針

審査の結果を踏まえ、原子炉等規制法第 72 条第 1 項の規定に従い、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴くこととし、その回答を踏まえ、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 27 第 1 項の規定に基づく当該申請に対する認可処分を専決処理<sup>\*2</sup>により行うこととする。

#### [附属資料一覧]

別紙3 関西電力株式会社高浜発電所核物質防護規定変更認可申請に関す る原子力安全への影響

上記以外の附属資料については、その内容が核物質防護秘密に該当するため 非公開とする。

<sup>※2</sup> 原子力規制委員会行政文書管理要領別表第3事項番号49及び155の規定に基づき、 長官の専決として処理することができる。